

「頭蓋計測用 X 線診断装置に関する取扱い（案）について」に関する御意見の募集について

平成 30 年 10 月 10 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

厚生労働省では、別紙のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件に関するパブリックコメントを平成30年10月10日（水）～平成30年11月9日（金）の期間で実施しており、当該基準で引用する医薬・生活衛生局長が定める基準として頭蓋計測用X線診断装置に関する取扱い（案）を検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集します。お寄せいただいた御意見については、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 御意見の募集期間

平成 30 年 10 月 10 日（水）から平成 30 年 11 月 9 日（金）まで
（郵送の場合は募集期間内の必着）

2. 御意見の募集対象

「頭蓋計測用 X 線診断装置に関する取扱い（案）について」

3. 御意見の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォー
ムへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォー

ム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課宛て

(3) F A Xの場合

F A X番号：03-3597-0332

厚生労働省医薬・生活衛生 局医療機器審査管理課宛て

4. 御意見の提出上の注意

御提出いただく御意見については、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を記載してください。御提出いただいた御意見については、住所、氏名及び連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御承知置きください。

なお、御意見中に個人に関する情報であって、特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただく場合があります。

以上